

■ パブリックコメント(意見募集)実施結果の概要

| | |
|--------------|---|
| 案件名 | 光市景観計画(素案)に対する意見について |
| 募集期間 | 平成25年10月10日(木)～平成25年11月8日(金) |
| 担当課 (問合せ) | 建設部 都市政策課 電話 0833(72)1400 内線372,373 FAX 0833(72)3478 電子メール toshi@city.hikari.lg.jp |

▼ 募集概要

このたび、光市景観計画(素案)がまとまりましたので、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

パブリックコメントは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るために実施するものであり、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、意見を募集しました。

▼ 意見を提出できる人

- (1) 光市に住所がある個人又は市内に事業所を有する法人・団体
- (2) 光市に通勤又は通学している人

▼ 意見提出者数及び提出件数

- (1) 提出者数 2人 提出件数 2件
- (2) 提出方法
ア 窓口に持参 2件
イ ファクシミリ 0件
ウ 電子メール 0件
- (3) 提出者区分
ア 光市に住所がある個人 2人

▼ 意見の計画案への反映状況

お寄せいただいたご意見は、計画案の内容や字句の修正を求めるものではなく、身近な景観を大切にしたい、活用したいという主旨のものでした。市民のこうした景観に対する意識が広がるよう、景観計画の策定を契機に、さらに景観まちづくりを推進していきます。

▼ 資料の開示方法

(資料内容)

・光市景観計画(素案)

(閲覧方法等)

- 1 閲覧用資料の窓口設置 14か所
本庁(2階都市政策課、1階情報公開総合窓口)、大和支所、地域づくり支援センター、あいぱーく光、出張所及び公民館(島田、中島田、伊保木公民館を除く)
- 2 市ホームページに掲載

▼ 提出された意見の概要と市の考え方

◆ 1 景観資源について（意見数：2件）

| 意見等概要 | 考え方（対応） | 担当課 |
|--|--|------------------------|
| <p>（虹ヶ丘四丁目付近）見晴らしのよい高台部分を公園として整備したらよいのではないかと。</p> | <p>高台から見渡すことのできる良好な景観を大切にしたいというご意見と受け止めますが、本計画で公園の整備を位置付けることは困難です。</p> | <p>都市政策課 公園緑地課</p> |
| <p>岩田地区の稲荷山の山頂は、岩田駅周辺地区が見渡せる景色のよい場所である。</p> <p>また、年末年始は大和商工会が中心となり、イルミネーションを行っている。地域住民の憩いの山を活用し、登山道や遊歩道、駐車場などを整備してほしい。</p> | <p>身近な景観を活用したいというご意見と受け止めますが、本計画で登山道や遊歩道などの整備を位置付けることは困難です。</p> | <p>都市政策課 公園緑地課</p> |